

(仮称) 寒川町学校給食センター建築工事設計業務委託

特記仕様書 (案)

1 業務概要

(1) 委託業務名 (仮称) 寒川町学校給食センター建築工事設計業務委託

(2) 業務期間 契約日 より 令和3年3月17日

(3) 適用

本特記仕様書 (以下「特記仕様書」という。) に記載された事項に適用する。

(4) 設計と条件

ア 施設名称 (仮称) 寒川町学校給食センター

イ 敷地の場所 神奈川県高座郡寒川町宮山 4018 番 外

ウ 主な施設用途 学校給食センター

エ 敷地の条件

(ア) 敷地の面積 約 4,500 m²

(イ) 指定区域、用途地域及び地区の指定

A 指定区域 市街化区域

a 用途地域 準工業地域 (建ぺい率 60% 容積率 200%)

b 防火地域 準防火地域

オ その他条件 (仮称) 寒川町学校給食センター設計と条件追加概要書のとおり

(5) 施設の条件

ア 延床面積 3,200 m²程度

イ 主要構造 階数 協議により決定する

イ 設 備 厨房設備、電気設備、空調設備、衛生設備、昇降機設備等

ウ 耐震安全性 官庁施設の総合耐震計画基準による、耐震安全性の分類

エ その他 外構工事一式、隣接しているテニスコート、いこいの広場等との動線等に配慮すること、ドライ方式の施設とする。

(6) 建設の条件

ア 工事費 (総工事費) 上限 2,600,000 千円 (税込み)

イ 建設工期 (予定工期) 令和元年度、2年度 基本設計、実施設計
令和3年度 工事開始、
令和4年度 工事完了

(7) 設計の条件

ア 基本計画案は、原則2案以上作成し、構造、性能面からの比較を行うこと

イ 厨房機器、設備設計についても、種別、使用機器及び材料の検討、イニシャル・

- ランニングコスト等の比較検討を行うこと。
- ウ 敷地条件に応じた具体的な施工性の検討を行うと共に、できるだけ詳細な計画工程を作成し、工期の短縮等にも努めること。
 - エ 施設の機能や要求性能を満足した上でコスト縮減に十分に配慮した計画とすること。
 - オ 別途発注予定の敷地測量、地盤調査委託について調査内容の必要項目の助言提言などを行うこと。
 - カ 必要に応じて寒川町学校給食研究会等への出席、検討事項を取り込み計画への反映に努めること
 - キ 設計にあたっては、小中学校の現状を十分に確認し、給食の受け入れについても配慮し、検討すること。
 - ク 打合せ等においては基本設計、実施設計時とも内観の3Dモデル等を用い受注者が極力理解しやすい表現に努めること。

2 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、仕様書による。

一般業務の内容は平成31年1月国土交通省告示第98号別添一第1項に掲げるものとする。

(1) 設計業務の内容及び範囲

ア 一般業務の範囲

(ア) 基本設計

- ・ 建築（総合）基本設計に関する標準業務（厨房機器一式等含む）
- ・ 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- ・ 電気設備基本設計に関する標準業務
- ・ 空調設備基本設計に関する標準業務
- ・ 衛生設備基本設計に関する標準業務
- ・ 昇降機設備基本設計に関する標準業務

(イ) 実施設計

- ・ 建築（総合）実施設計に関する標準業務（厨房機器一式等含む）
- ・ 建築（構造）実施設計に関する標準業務
- ・ 電気設備実施設計に関する標準業務
- ・ 空調設備実施設計に関する標準業務
- ・ 衛生設備実施設計に関する標準業務
- ・ 昇降機設備実施設計に関する標準業務
- ・ 除却工事实施設計に関する業務（既存工作物、残置基礎杭、いこいの広場遊歩道等を撤去する場合）

イ 追加業務の内容及び範囲

- ・ 積算業務
 - ・ 建築積算
(積算数量算出書の作成、単価作成資料（複合単価、別紙明細、代価表等）の作成、見積の徴収、見積検討資料（見積一覧表含む）の作成、厨房機器一式等を含む)
 - ・ 電気設備積算
(積算数量算出書の作成、単価作成資料（複合単価、別紙明細、代価表等）の作成、見積の徴収、見積検討資料（見積一覧表含む）の作成)
 - ・ 空調設備積算
(積算数量算出書の作成、単価作成資料（複合単価、別紙明細、代価表等）の作成、見積の徴収、見積検討資料（見積一覧表含む）の作成)

- ・衛生設備積算
 (積算数量算出書の作成、単価作成資料(複合単価、別紙明細、代価表等)の作成、見積の徴収、見積検討資料(見積一覧表含む)の作成)
- ・昇降機設備積算
 (積算数量算出書の作成、単価作成資料(複合単価、別紙明細、代価表等)の作成、見積の徴収、見積検討資料(見積一覧表含む)の作成)
- ・除却工事積算
 (既存工作物、残置基礎杭、いこいの広場遊歩道等を撤去する場合)
 (積算数量算出書の作成、単価作成資料(複合単価、別紙明細、代価表等)の作成、見積の徴収、見積検討資料(見積一覧表含む)の作成)
- ・積算においては、敷地内の西側、東側の既存の盛土の撤去、いこいの広場遊歩道の撤去費用、既存の庭球場撤去後の整地等も含めること。
- ・いこいの広場遊歩道を撤去した場合は代替の歩道整備を含めた外構設計
- ・設計において、擁壁と既存杭の取り扱いについては、試掘をして詳細の位置を確認してもよい(試掘に伴う費用は受注者の負担とする)
- ・外観透視図作成(2点程度) A2判程度 ガラス付木製額縁程度・5枚程度のキャビネット版カラー写真含む
- ・確認申請書作成及び申請手続き業務、構造計算適合性判定、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る計算書の作成等及び申請等の手続き、低炭素建築物新築等計画の認定申請に係る手続き、その他、必要な関係法令・条例等に関する各種申請書類の作成及びその申請手続き業務(申請手数料含む)
- ・CASBEE かながわ評価業務(建築物温暖化対策計画書の作成、申請業務等)
- ・開発事前協議に関する図面等の作成業務
- ・概略工事工程表の作成
 (工程については、隣接する町営プールの開業期間中(R3年7月開業)の利用者の安全性等を配慮すること)
- ・住民説明等に必要な資料の作成(法令等に基づくものを除く)、
- ・住民周知資料(給食かわらばん)の印刷
 (A4両面6回×6,000部、A3両面2回×21,000部)
- ・既存の小学校中学校の改修に伴う助言提言をすること。
- ・発注者が建設に伴う補助金等を申請する場合、申請に必要な図面等の作成協力をする事。

ウ 本業務に関連する別途業務の発注予定

- (地盤調査) 令和2年 2月
- (敷地測量業務) 令和2年 2月

(2) 業務の実施

ア 一般事項

- (ア) 基本設計業務は、提示された設計と条件、調査設計図書及び適用基準等によって行う。
- (イ) 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。
- (ウ) 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
- (キ) 基本設計、実施設計における審査時に、設計説明書を作成し、監督員に提出する。(電子データ共)
- (ク) 工事費概算書の作成にあたり、使用する単価、数量について、監督員と協議を行うこと。

- (ケ) 積算数量調書の作成は、『営繕積算システムRIBC2（(財)建築コスト管理システム研究所)』の内訳書作成システムにより行う。
- (コ) 設計図書等に用いる用紙は、受注者の負担とする。
- (シ) CASBEE 評価業務は、設計と条件に基づき、条例等により、検証・評価を行う。
- (ス) 施工計画に関する留意事項検討書は、次の事項を記述すること。
 - a 施工計画に関しての計画概要及びその特徴
 - b 工程計画・仮設計画の考え方
 - c 難易度の高い技術等の施工計画
 - d 工事に際して近隣及び第三者の影響の検討
 - e その他
- (セ) 工事区分
工事区分は、別途協議による。
- (ソ) 設計にあたっては、学校給食という特性を十分に考慮すること。また、学校給食法等に従い、かつ文科省等が定めている学校給食に関する基準に準拠すること。

イ 適用基準等

本業務は、神奈川県及、国土交通省及び文部科学省等が制定する以下に掲げる技術基準等の最新版を適用する。受注者は業務の対象である施設的设计内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

(ア) 共通

- ・耐震建築物計画指針 (神奈川県)
- ・神奈川県県有施設長寿命化指針 (神奈川県)
- ・公共建築工事シックハウス対策の手引き (神奈川県)
- ・県土整備局建築工事積算要綱 (神奈川県)
- ・県土整備局建築工事積算要領 (神奈川県)
- ・県土整備局解体工事積算基準 (建物・工作物等) (神奈川県)
- ・官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- ・官庁施設の企画書及び設計説明書作成要領
- ・官庁施設の総合耐震計画基準
- ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説
- ・グリーン庁舎基準及び同解説
(官庁施設の環境保全性に関する基準及び同解説)
- ・グリーン診断・改修計画基準及び同解説
(官庁施設の環境保全性に関する診断・改修計画基準)
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準及び同解説
- ・官庁施設の防犯に関する基準
- ・公共建築工事積算基準
- ・公共建築工事共通費積算基準
- ・公共建築工事積算基準等資料
- ・学校給食衛生管理基準
- ・学校給食実施基準
- ・大量調理施設衛生管理マニュアル
- ・第3次食育推進基本計画
- ・食に関する指導の手引
- ・学校施設整備指針
- ・その他関係する資料等

(イ) 建築

- ・設計の留意事項 (神奈川県)

- ・ 建築工事設計図書作成基準
- ・ 敷地調査共通仕様書
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ・ 建築設計基準及び同解説
- ・ 建築構造設計基準
- ・ 建築構造設計基準の資料
- ・ 建築工事標準詳細図
- ・ 擁壁設計標準図
- ・ 構内舗装・排水設計基準
- ・ ガラスを用いた開口部の安全設計指針（改訂版）
（昭和 61 年 5 月 31 日付け建設省住宅局建築指導課長）
- ・ 建築物解体工事共通仕様書
- ・ その他関係する資料等

(ウ) 建築積算

- ・ 公共建築数量積算基準
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- ・ 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
- ・ その他関係する資料等

(エ) 設備

- ・ 設計監理の留意事項（神奈川県）
- ・ 県有施設長寿命化設計基準適用マニュアル（神奈川県）
- ・ 建築設備計画基準
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 建築設備工事設計図書作成基準
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 排水再利用・雨水利用システム計画基準・同解説
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針
（国土交通省国土技術政策総合研究所 独立行政法人建築研究所 2014 年版）
- ・ 建築設備設計計算書作成の手引
- ・ その他関係する資料等

(オ) 設備積算

- ・ 公共建築設備数量積算基準
- ・ 公共建築設備工事内訳書標準書式（設備工事編）
- ・ 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）
- ・ その他関係する資料等

ウ 業務計画書

実施体制調書、管理技術者、照査技術者、各担当分野の主任技術者等の配置予定者調書、業務工程表（契約約款により提出するものではなく、各業務の進捗状況を把握し、打合せの時期が調整できるような詳細な工程表）を提出すること。

企画提案書により提案された履行体制等により当該業務を履行するものとする。

なお、管理技術者、照査技術者、各担当分野の主任技術者の資格等については、次のとおりとする。

(1) 管理技術者、照査技術者及び建築意匠、構造、電気設備、機械設備、建築積算の各分野の主任技術者をそれぞれ1名配置することとし、管理技術者、照査技術者及び各分野の主任技術者は兼任することはできない。

(2) 管理技術者は、3参加資格要件(8)の設計における業務経験を有し、業務の管理、統括等を行う、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の免許を受けた常勤のものを配置すること。

(3) 照査技術者は、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士資格を有し、設計業務に5年相当の経験を有する者とする。

(4) 建築意匠、構造、電気設備、機械設備、建築積算の各分野の主任技術者は、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の免許を受けた常勤のものを配置すること。または、電気設備、機械設備については、建築士法第2条第5項に規定する十分な経験を有する建築設備士でもよい。

(5) 管理技術者及び建築意匠、構造、電気設備、機械設備、建築積算の各分野の主任技術者は、参加申込事業者に所属していること。かつ、直接的かつ恒常的に雇用関係を有していること。

エ 貸与資料等

- ・現況図等、関係図書
- ・建築工事標準単価等(電子媒体)
- ・その他、必要と認められたもの

オ 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、その内容を書面により速やかに提出する。

- (ア) 各業務着手時
- (イ) 監督員又は管理技術者が認めたとき
- (ウ) その他

打ち合わせは、関係者も交えて行うことがある

カ 厨房機器の選定

厨房機器の選定は、発注者との協議の上、選定していくこと。

ケ その他、業務の履行に係る条件等

- (ア) 成果物の提出場所 寒川町 教育委員会 教育施設・給食課
- (イ) 成果物の提出時期

基本設計図書の提出時期 令和2年 6月19日まで

実施設計図書の提出時期 令和3年 1月29日まで

実施設計積算書の提出時期 令和3年 1月29日まで

成果図書の提出時期 令和3年 2月26日まで

基本設計成果図書の提出時期、概算費の算出等は受注者と発注者の協議の上変更される場合がある。

確認申請等の対応については、適宜行い、確認済証を取得すること。

- (ウ) 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設の発注者、また工事の請負業者等は無償で貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。また、成果物の著作権等については寒川町に帰属するものとする。

(エ) ウイルス対策

電子データの取り扱いについて、電子納品時のみならず、監督員と業務に関する事項について電子データを提出する際に、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

(オ) 本設計に基づく工事発注時、施工中の質疑回答の協力を行うこと

(カ) 施工中に判明した設計等の誤りや瑕疵については誠意をもって対応すること。

(3) 成果物及び提出部数等

ア 基本設計

基本設計の成果物は、下記により、体裁・提出部数等は、表1による。

a 設計説明書

- (a) 基本設計案の説明
- (b) 設計の経過
- (c) 近隣調査
 - i 地域の環境、歴史等の地域特性
 - ii 隣接建物の地下室、基礎の深さ、形式、杭打ち状況
 - iii 交通
 - v その他必要事項
- (d) 関係法令等調査
- (e) 関係官公庁等打合せ記録

b 建築基本設計図書

(a) 建築計画概要書

建物概要、配置計画、動線計画、意匠計画、景観計画、色彩計画、セキュリティ計画、防災計画、外構計画、植栽計画、雨水排水計画、工程計画、仮設計画、その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書

(b) 建築基本設計図

- i 敷地付近の見取り図
- ii 配置図
- iii 平面図（単線で柱の位置、防火区画等の要点を明確に表現する。）
- iv 立面図
- v 断面図
- vi 主要部分の詳細図
- viii 透視図（彩色）
- ix その他協議の上必要と認められたもの

(c) 構造基本計画書

(d) 構造計画概要書

(e) 工事費概算書（設計が予算額の範囲内で実施しうることを説明するもの）

(f) 敷地造成工事が必要な場合は、その計画概要

(g) 各種技術資料等

c 電気設備基本設計図書

(a) 現地調査書

(b) 電気設備基本計画概要書

電気設備計画概要、電気設備方式選定検討書、概略計算書、防災設備計画書、その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書等

(c) 電気設備基本設計図

- i 設備配置図（屋外配線、配管の経路等概略図、屋外設備の機器配置）
- ii 設備位置図（各種区画、設備室の位置、面積）
- iii 系統図（設備システムの概要を明示）
- iv 機器配置図

- (d) 仕様概要書
- (e) 工事費概算書（設計が予算額の範囲内で実施しうることを説明するもの）
- (f) 各種技術資料等

d 空調設備基本設計図書

- (a) 現地調査書
- (b) 空調設備基本計画概要書
空調設備計画概要、空調設備方式選定検討書、概略計算書、防災設備計画書、その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書等
- (c) 空調設備基本設計図
 - i 設備配置図（屋外配線、配管の経路等概略図、屋外設備の機器配置）
 - ii 設備位置図（各種区画、設備室の位置、面積）
 - iii 系統図（設備システムの概要を明示）
 - iv 機器配置図
- (d) 仕様概要書
- (e) 工事費概算書（設計が予算額の範囲内で実施しうることを説明するもの）
- (f) 各種技術資料等

e 衛生設備基本設計図書

- (a) 現地調査書
- (b) 衛生設備基本計画概要書
衛生設備計画概要、衛生設備方式選定検討書、概略計算書、防災設備計画書、その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書等
- (c) 衛生設備基本設計図
 - i 設備配置図（屋外配線、配管の経路等概略図、屋外設備の機器配置）
 - ii 設備位置図（各種区画、設備室の位置、面積）
 - iii 系統図（設備システムの概要を明示）
 - iv 機器配置図
- (d) 仕様概要書
- (e) 工事費概算書（設計が予算額の範囲内で実施しうることを説明するもの）
- (f) 各種技術資料等

f 昇降機設備基本設計図書

- (a) 現地調査書
- (b) 昇降機設備基本計画概要書
昇降機設備計画概要、昇降機設備方式選定検討書、概略計算書、防災設備計画書、その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書等
- (c) 昇降機設備基本設計図
 - i 設備配置図（屋外配線、配管の経路等概略図、屋外設備の機器配置）
 - ii 設備位置図（各種区画、設備室の位置、面積）

- iii 系統図（設備システムの概要を明示）
- iv 機器配置図
- (d)仕様概要書
- (e)工事費概算書（予算額の範囲内で実施できることを説明するもの）
- (f)各種技術資料等

- g その他
 - その他工事発注において必要な図書

(表1)

種 別	成果物	備考
・調査設計図書	A 4判縦の左とじ製本 2部	
・建築基本設計図書	A 4判縦の左とじ製本 2部	
・電気設備基本設計図書	A 4判縦の左とじ製本 2部	
・空調設備基本設計図書	A 4判縦の左とじ製本 2部	
・衛生設備基本設計図書	A 4判縦の左とじ製本 2部	
・昇降機設備基本設計図書	A 4判縦の左とじ製本 2部	
・打ち合わせ書	A 4判縦の左とじ製本 2部	
・設計説明書	A 4判縦の左とじ製本 2部	
・CASBEE評価の検討	A 4判縦の左とじ製本 2部	
・概略工事工程表	A 4判縦の左とじ製本 2部	
・工事費概算書	A 4判縦の左とじ製本 2部	
・施工計画に関する留意事項検討書	A 4判縦の左とじ製本 2部	
<p>1) 電子媒体(CD-R)は、2セット提出する。 電子媒体のデータについては、 図面は、CADデータのJWW形式、SFX (SPC) ※その他は、PDFとWord形式で提出すること ※電子納品運用ガイドライン<建築委託業務編>神奈川県平成29年4月に基づく形式</p>		

イ 実施設計

a. 建築実施設計の成果物の体裁・提出部数等は、表2による。

(表2)

種 別	原 図	成 果 物	備 考
・意匠設計図	1部 (A1)	二つ折り製本(原寸) 2部 二つ折り製本(縮小版) 3部	厨房機器配置図等、器機一覧表含む
・構造設計図	1部 (A1)	二つ折り製本(原寸) 2部 二つ折り製本(縮小版) 3部	
・構造計算書	-	A4判縦の左とじ製本 2部	
・建築工事特記仕様書	-	A4判縦の左とじ製本 2部	
・仮設計画図	-	A4判縦の左とじ製本 2部	
・工事費概算書	-	A4判縦の左とじ製本 2部	
・概略工事工程表	-	A4判縦の左とじ製本 2部	
・設計説明書	-	A4判縦の左とじ製本 2部	
・打ち合わせ書	-	A4判縦の左とじ製本 2部	
・CASBEE評価	-	A4判縦の左とじ製本 2部	
・確認申請の届出書、通知書等	1部(A3orA1)	A4判縦の左とじ製本 2部	
・各種申請図書	1部(A3orA1)	A4判縦の左とじ製本 2部	
・施工計画に関する留意事項検討書	-	A4判縦の左とじ製本 2部	
・住民説明資料 (法令等に基づくものを除く)	-	A4判縦の左とじ製本 2部	
・省エネルギー関係計算書	-	A4判縦の左とじ製本 2部	
・技術提案内容検討資料 (実施設計段階) ※必要に応じて	-	2部 (A4) A4ファイル綴じ	
・透視図	彩色A2判 (アルミ額1個)	外部 (4) 面 内部 (6) 面	
<p>1) 原図類は、ケースに入れて提出すること</p> <p>2) 電子データ(CD-R)は、2セット提出する。電子データにてについては、図面類は、CADデータのJWW形式、SFX (SPC) ※、その他は、PDFとWord形式で提出するもの</p> <p>※電子納品運用ガイドライン<建築委託業務編>神奈川県平成29年4月に基づく形式</p> <p>また、「CASBEE評価」については電子データも提出する。</p> <p>2) 各種申請書類は、実施設計原図を用いて作成することができる。</p> <p>また、提出の体裁は、各行政庁の指示による。</p>			

b. 設備実施設計の成果物の体裁・提出部数等は、表3による。

(表3)

種 別	原 図	成 果 物	備 考
・電気設備設計図	1部 (A1)	二つ折り製本(原寸) 2部 二つ折り製本(縮小版) 3部	
・空調設備設計図	1部 (A1)	二つ折り製本(原寸) 2部 二つ折り製本(縮小版) 3部	
・衛生設備設計図	1部 (A1)	二つ折り製本(原寸) 2部 二つ折り製本(縮小版) 3部	
・昇降機設備設計図	1部 (A1)	二つ折り製本(原寸) 2部 二つ折り製本(縮小版) 3部	
・電気設備計算書	-	A4判縦の左とじ製本 2部	
・空調設備計算書	-	A4判縦の左とじ製本 2部	
・衛生設備計算書	-	A4判縦の左とじ製本 2部	
・昇降機設備計算書	-	A4判縦の左とじ製本 2部	
・特記仕様書(電気設備工事)	-	A4判縦の左とじ製本 2部	
・特記仕様書(機械設備工事)	-	A4判縦の左とじ製本 2部	
・特記仕様書(昇降機設備工事)	-	A4判縦の左とじ製本 2部	
・工事費概算書	-	A4判縦の左とじ製本 2部	
・概略工事工程表	-	A4判縦の左とじ製本 2部	
・打ち合わせ書	-	A4判縦の左とじ製本 2部	
・CASBEE評価	-	A4判縦の左とじ製本 2部	
・確認申請関係図書	1部(A3orA1)	A4判縦の左とじ製本 2部	
・各種申請図書	1部(A3orA1)	A4判縦の左とじ製本 2部	
・省エネルギー関係計算書	-	A4判縦の左とじ製本 2部	
・住民説明資料(法令等に基づくものを除く)	-	1部(A3orA1)	
<p>1) 原図類は、ケースに入れて提出し、電子媒体(CD-R)は、2セット提出する。 2) 電子データ(CD-R)は、2セット提出する。電子データにてについては、図面類は、CADデータのJWW形式、SFX(SPC)※、その他は、PDFとWord形式で提出するもの ※電子納品運用ガイドライン<建築委託業務編>神奈川県平成29年4月に基づく形式 また、「CASBEE評価」については電子データも提出する。 2) 各種申請書類は、実施設計原図を用いて作成することができる。 また、提出の体裁は、各行政庁の指示による。 3) 各種申請書類は、建築実施設計の成果品に含めることができる。</p>			

c. 積算業務の成果物の体裁・提出部数等は、表4による。

(表4)

種 別	成 果 物	備 考
(建 築)		
・積算数量調書	2部 (A4) A4ファイル綴じ	
・積算数量算出書 数量計算書、数量算出チェックリスト、 数量チェックシートを添付	2部 (A4) A4ファイル綴じ	
・複合単価等作成資料	2部 (A4) A4ファイル綴じ	
・見積書、見積一覧表	2部 (A4) A4ファイル綴じ	
・見積依頼先選定表	2部 (A4) A4ファイル綴じ	
・打ち合わせ書	2部 (A4) A4ファイル綴じ	
(電気設備)		
・積算数量調書	2部 (A4) A4ファイル綴じ	
・積算数量算出書 数量計算書、数量算出チェックリストを 添付	2部 (A4) A4ファイル綴じ	
・複合単価作成等資料	2部 (A4) A4ファイル綴じ	
・見積書、見積一覧表	2部 (A4) A4ファイル綴じ	
・打ち合わせ書	2部 (A4) A4ファイル綴じ	
・見積依頼先選定表	2部 (A4) A4ファイル綴じ	
(空調設備)		
・積算数量調書	2部 (A4) A4ファイル綴じ	
・積算数量算出書 数量計算書、数量算出チェックリストを 添付	2部 (A4) A4ファイル綴じ	
・複合単価作成等資料	2部 (A4) A4ファイル綴じ	
・見積書、見積一覧表	2部 (A4) A4ファイル綴じ	
・見積依頼先選定表	2部 (A4) A4ファイル綴じ	
・打ち合わせ書	2部 (A4) A4ファイル綴じ	
(衛生設備)		
・積算数量調書	2部 (A4) A4ファイル綴じ	
・積算数量算出書 数量計算書、数量算出チェックリストを 添付	2部 (A4) A4ファイル綴じ	
・複合単価作成等資料	2部 (A4) A4ファイル綴じ	
・見積書、見積一覧表	2部 (A4) A4ファイル綴じ	
・見積依頼先選定表	2部 (A4) A4ファイル綴じ	
・打ち合わせ書	2部 (A4) A4ファイル綴じ	
(昇降機設備)		
・積算数量調書	2部 (A4) A4ファイル綴じ	
・積算数量算出書 数量計算書、数量算出チェックリストを 添付	2部 (A4) A4ファイル綴じ	
・複合単価作成等資料	2部 (A4) A4ファイル綴じ	

・見積書、見積一覧表	2部（A4）A4ファイル綴じ	
・見積依頼先選定表	2部（A4）A4ファイル綴じ	
・打ち合わせ書	2部（A4）A4ファイル綴じ	
<p>1) 電子媒体(CD-R)は、2セット提出する。</p> <p>2) 電子データ(CD-R)は、2セット提出する。電子データにてについては、図面類は、CADデータのJWW形式、SFX（SPC）※、その他は、PDFとWord形式で提出するもの</p> <p>※電子納品運用ガイドライン<建築委託業務編>神奈川県平成29年4月に基づく形式</p> <p>3) 発注者と協議の上、指定単価以外（刊行物等）の単価を使用する場合は根拠となるカタログのコピー等も提出すること</p>		

d. 除却工事実施設計の成果物の体裁・提出部数等は、表5による。
 (既存工作物、残置基礎杭、いこいの広場遊歩道等を撤去する場合)

(表5)

種 別	原 図	成 果 物	備 考
・ 除却工事設計図	1部 (A1)	二つ折り製本(原寸) 2部 二つ折り製本(縮小版) 3部	
・ 工事費概算書		A4判縦の左とじ製本 2部	
・ 概略工事工程表		A4判縦の左とじ製本 2部	
・ 打ち合わせ書		A4判縦の左とじ製本 2部	
・ 施工計画に関する留意事項検討書		A4判縦の左とじ製本 2部	
(積算業務)			
・ 積算数量調書		2部 (A4) A4ファイル綴じ	
・ 積算数量算出書		2部 (A4) A4ファイル綴じ	数量計算書(表紙) 数量算出チェックリスト、数量 チェックシート を添付
・ 複合単価作成等資料		2部 (A4) A4ファイル綴じ	
・ 見積書、見積一覧表		2部 (A4) A4ファイル綴じ	
・ 見積依頼先選定表		2部 (A4) A4ファイル綴じ	
・ 打ち合わせ書		2部 (A4) A4ファイル綴じ	
1) 原図類は、ケースに入れて提出し、電子媒体(CD-R)は、2セット提出する。 2) 電子データ(CD-R)は、2セット提出する。電子データにてについては、図面類は、CADデータのJWW形式、SFX (SPC) ※、その他は、PDFとWord形式で提出するもの ※電子納品運用ガイドライン<建築委託業務編>神奈川県平成29年4月に基づく形式			

ウ その他

必要に応じて受注者と協議の上、必要と認められたもの。

3. その他

(1) 設計原図の作成は次による。

ア 表紙

- (ア) 工事名を記載する。
- (イ) 教育施設・給食課決裁欄を記載する。

イ 設計図

- (ア) 設計者名の記載及び設計者の押印をする。

ウ 区分

- (ア) 発注する工事区分ごとに作成することとし、詳細は調査職員の指示による。

(2) 成果物については、発注者と十分に意思疎通を図りながら確認を行う。

参考資料 基準類・添付書類について

原則受注者にて対応すること。

【基準類】

- 設計監理方針…………… (神奈川県 HP より DL)
- 設計の留意事項 (建築) …… (神奈川県 HP より DL)
- 神奈川県県有施設長寿命化指針…………… (神奈川県 HP より DL)
- 県有施設長寿命化設計基準…………… (神奈川県 HP より DL)
- 設計監理の留意事項 (設備) …… (神奈川県 HP より DL)
- 県有施設長寿命化設計基準適用マニュアル (設備) …… (神奈川県 HP より DL)
- 公共建築工事シックハウス対策の手引…………… (神奈川県 HP より DL)
- 県立学校における室内化学物質対策マニュアル…………… (神奈川県 HP より DL)
- 建築工事積算チェックマニュアル …… (神奈川県 HP より DL)
- 建築物温暖化対策計画書制度マニュアル…………… (神奈川県 HP より DL)

その他

- 数量計算書、設計委託業務における見積徴収の取り扱い等については、別途指示によるものとする